

8 避難所運営会議について

(1) 避難所運営会議の活動について

災害時

・避難所運営マニュアルを用いた避難所の運営

★ 避難所の運営は地域住民だけが行うものではなく、市や区といった行政組織、施設管理者である学校が協働で行うものです。**避難所は「共助の場」です。**
避難者を含めて、全ての方が避難所運営に携わり、その中で運営会議の班長や班員には中心的な役割が期待されます。

災害への備えは避難所運営マニュアルの整備等、平常時からの取組が重要です。より円滑な避難所運営に向けた取組の主な流れは次のとおりとなります。

平常時

ア 避難所運営会議の開催

自主防災組織及び施設管理者等による避難所運営会議を開催し、避難所運営に向けた協議を行う。

イ 避難所運営会議の名簿の修正

- (ア) 各町内会・自治会、自主防災組織から避難所運営会議のメンバーを選出する。
- (イ) 委員長は避難所代表者、副委員長は避難所代表者以外の各町内会・自治会、自主防災組織の代表者、施設管理者及びPTA会長とする。
- (ウ) 構成団体間で協議し、各班の班長、副班長を決定する。

※各避難所運営会議の名簿更新については、避難所ごとの更新、取りまとめ、保管をお願いします。

ウ 避難所運営マニュアルの内容確認及び見直し

避難所のルールや施設の使用箇所等、協議が必要な事項については、避難所運営会議の中で話し合いの上、決定する。

エ 避難所開設・運営訓練の実施

- (ア) マニュアルを基に訓練を実施する。
- (イ) 訓練結果を検証し、マニュアルの見直しが必要な場合は随時見直しを行う。

（２）避難所運営会議促進助成金について

中原区内の避難所運営会議の活動を促進するため、平成 26 年度から「避難所運営会議促進助成金」制度を定めています。中原区自主防災組織連絡協議会から助成金を交付します。

ア 対 象 者：区内の避難所運営会議

イ 対象内容：避難所運営会議、避難所開設訓練を実施した際に要した経費
（訓練に要する物品、切手、事務用品等）

ウ 助成金額：各避難所運営会議の年度ごとの上限は 1 万 5 千円

(3) 中原区避難所運営会議促進助成金の交付に係る内規

(目的)

第1条 この内規は、中原区内の避難所運営会議が災害発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時の活動を促進するため、中原区自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）が避難所運営会議に対し、予算の範囲内で、避難所運営会議の活動に要する経費（以下「経費」という。）の助成を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 助成金の交付対象は、避難所運営会議とする。

2 この内規において「避難所運営会議」とは、地域の人たちや団体等から構成され、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への防災啓発や避難所運営に係るマニュアル作成等を行う役割を担う組織をいう。

(交付の対象とする活動)

第3条 交付の対象とする避難所運営会議の活動の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所運営会議
- (2) 避難所開設訓練

(交付の対象とする経費)

第4条 交付の対象とする経費の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓練に要する物品、啓発品
- (2) 切手代
- (3) 事務用品
- (4) その他、協議会会長が第3条に掲げる活動に必要と認めるもの

(助成金の額)

第5条 避難所運営会議等に対する助成金の額は、前条に掲げる経費の実費分（100円未満切り捨て）とする。

2 各避難所運営会議について、年度ごとに交付することのできる上限の額は、1万5千円とする。

(交付の申請)

第6条 交付を受けようとする避難所運営会議の代表者（以下「代表者」という。）は、第4条に規定する経費を支出したときは、必要な事項を記載した中原区避難所運営会議促進助成金申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に、領収書及び明細書またはそれに準じるものと、活動を実施したことを証明する書類を添付し、協議会会長あてに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協議会会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する助成金の額を決定する。

2 協議会会長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、中原区避難所運営会議促進助成金交付決定通知書（第2号様式）により代表者に通知する。

(助成金の受領)

第8条 助成金は、前条による交付決定後、原則として、代表者が受領するものとする。ただし、委任状により代表者の委任を受けた者については、代表者に代わって助成金を受領することができる。

(返還)

第9条 協議会会長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この内規に定めのない事項については、協議会役員会において定める。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この内規は、令和5年8月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(第1号様式)

中原区避難所運営会議促進助成金申請書

令和 年 月 日

(あて先) 中原区自主防災組織連絡協議会会長

避難所運営会議名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電 話 () - _____

次のとおり活動を実施し、経費を支出しましたので、助成金の交付を申請します。

活動内容 (当てはまる項目にチェック)	☐ 避難所運営会議 ☐ 避難所開設訓練		
実施日時	令和 年 月 日 (時 分 から 時 分まで)		
実施場所			
参加人数			
申請額	円	既に助成を受けた額	円
添付書類	☐ 領収書 ☐ 明細書(納品書等) ☐ 報告書等		
備考			

(第2号様式)

中原区避難所運営会議促進助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

(避難所運営会議)

(代表者)

様

中原区自主防災組織連絡協議会会長 _____ 印

年 月 日付けで申請のありました避難所運営会議促進助成金の交付額につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

助成金交付額 _____ 円

(助成金交付の条件)

虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させる。

領収証

中原区自主防災組織連絡協議会 会長 あて

避難所運営会議促進助成金として _____ 円を領収しました。

令和 年 月 日

受領者氏名 _____ 印